

## 佐賀唐津道路（多久市～佐賀市）に係る環境影響評価書 に対する環境大臣意見

佐賀唐津道路（多久市～佐賀市）（以下「計画路線」という。）は、佐賀県多久市から同県佐賀市までの延長約15kmの自動車専用道路である。計画路線の道路構造は、大部分は盛土構造、その他は切土、橋又は高架構造である。

計画路線の対象事業実施区域及びその周辺は、主に沖積粘土層で構成された軟弱地盤が分布しており、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱（昭和60年4月26日地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定）」の対象地域である。また、佐賀市及び小城市中心市街地が近接しており、道路騒音の現況値が環境基準を超過している地点が存在する。さらに、佐賀平野の低地に位置し、主に河川、水路及びクレークが複数存在する干拓地であり、希少な淡水魚をはじめ重要な動植物が生息・生育している。

このため、事業の実施に当たって、環境への影響が最小限となるよう、次の措置を適切に講ずることが必要である。

### 1．総論

#### （1）調査・予測・評価の再実施について

事業実施までに交通の状況や希少な動植物の生息・生育状況等について変化する可能性があることから、生活環境及び自然環境への影響について、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、事業実施前に社会環境、生活環境及び自然環境の状況を踏まえて評価対象とする項目を再検討した上で、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。

#### （2）環境保全措置の具体化について

今後、環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、具体化の検討を行う時期等を評価書において明らかにするとともに、専門家等の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。加えて、（1）の調査・予測・評価を再実施した場合には、その内容を適切に反映すること。

### 2．各論

#### （1）騒音について

計画路線の供用に伴う自動車走行に係る騒音について、供用後も引き続き環境基準の達成が求められることから、周辺の既存道路による影響も含めて、環境影響をできる限り回避又は低減するため、騒音の調査や関係機関の調査結果の活用により状況を把握し、その結果に応じて、関係機関と連携して、適切な措置を講

ずること。

( 2 ) 地下水・地盤について

対象事業実施区域及びその周辺は、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱（昭和60年4月26日地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定）」の対象地域である。このため、軟弱地盤対策に伴う地下水位、地下水質及び地盤に係る影響について、専門家等からの助言を踏まえ策定する計画に基づき環境監視を行い、その結果を適宜公表するなどの適切な措置を講ずること。

( 3 ) 温室効果ガス等について

工事中の排出削減対策及び省エネ設備の導入等による温室効果ガスの低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討すること。

また、計画路線に係る都市計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮すること。

以上の内容を補正後の評価書に適切に記載すること。